

幕末・維新期における小藩の構造とその動向

——討幕派第二グループの動向をめぐって——

藤 野 保

【要約】 幕末・維新史に要請される今後の課題の一つは、西南雄藩討幕派史観を継承批判するとともに、幕府をはじめ、佐幕諸藩、および同じ討幕派のなかでも「第二グループ」の諸藩、そしてまた日和見諸藩等々の、個別分析による研究視野の拡大と問題の深化を通じて、それらを包括する幕末・維新史の総合的研究を推進することにある。本稿はそうした課題に迫るために、当面「討幕派第二グループ」に属する西南小藩の大村藩を選び、藩の基本体制との関連において、討幕派形成の政治路線とともに、政治目標・理念、および倒幕の具体的政治過程における実践行動等々の問題を、「討幕派第一グループ」の行動との関連において追究しようとするものである。大村藩における政治主体の形成過程は、「討幕派第一グループ」のそれと異なり、藩政改革派と直接関連を有しない尊攘派が、元治元年逆に改革派に施回し、藩権力を掌握して、一挙に藩論の統一へともち込む。そこに示された「尊王」の二字、天皇の絶対優位性の確認と天皇への大義、それを実現するための活発な藩外実践行動、藩同盟の結成と他藩党争の調停、さらに「討幕派第一グループ」連合への画策、それを通じて藩論を実現し、討幕派へ成長する小藩「討幕派第二グループ」の限界、これが本稿の課題であり、また結論でもある。

はじめに

ここでいう「討幕派第二グループ」とは、明治維新の論功行賞において、鹿児島・萩両藩の一〇万石、高知藩の四万石について、三万石賜与された鳥取・大垣・松代・大村

・佐土原の諸藩を仮称したものに外ならない。

明治維新の主體的勢力が、いわゆる西南雄藩における討幕派の成立に求められるとき、外圧という国際的条件のもとで、それら西南雄藩におけるもう一つの政治勢力のなかから、討幕派がいかに形成されてきたかということを、主

たる分析の対象としてきたこれまでの幕末・維新史の方法は、基本的に正しい立場を堅持しているといえる。しかし、そのみでは幕末・維新史の全き研究とはいえない。幕末・維新史に要請される今後の課題は、西南雄藩討幕派史観を克服しつつ、何よりも討幕派によって打倒される幕府をはじめ、佐幕諸藩、および同じ討幕派のなかでも「第二グループ」の諸藩、そしてまた日和見諸藩等々の、個別分析による研究視野の拡大と問題の深化を通じて、それらをすべて包括する幕末・維新史のダイナミックな総合的研究を推進することであろう。

本稿は、そうした課題に迫るために、一つの素材を提供せんとするものであるが、当面分析の対象として、「討幕派第二グループ」に属する西北九州の外様の小藩である大村藩が選ばれる。その際、討幕派がいかにか形成されたかという政治路線とともに、この一小藩をして、「討幕派第二グループ」として活躍せしめた原因が、藩の基本体制との関連において究明されなければならないであろう。また討幕派の政治目標・理念は何か。そこに内在する理念は、「討幕派第一グループ」のそれとは別個に、その藩独自に

認識されたものかどうか。しかも倒幕の具体的政治過程において、「討幕派第二グループ」はいかなる実践行動をとったか等々の問題を、「討幕派第一グループ」の行動との関連において追究する必要がある。

そこで、まず考察はこの藩における天保改革の分析よりはじめられる。

一 天保改革とその性格

門閥「両家」体制の定着・強化のうえに、化政期の広汎な藩政改革を主導した一〇代藩主純昌は（拙稿「解休期の藩政に関する考察」『史潮』八二号参照）、天保期に入ると、同六年、天和・元禄以来の懸案であった「郷村記」の継纂を意図し、その陣営を整える一方、同七年には、由来大村藩に課せられた特殊軍役としての長崎警備手当として、在地家臣である村大給以上の家臣団に対して一万両配分し、二〇カ年賦をもって返済せしめることにした（『九葉実録』巻五〇、以下「実録」とのみ略記する）。前者の「郷村記」は、萩藩の「防長風土注進案」に比当さるべき全領の詳細な農村調査書であり、その継纂は、この期に再び藩権力が領内総

生産力の強力な把握を意図したことを示し、後者は、知行制の改革および役目割を通じて、財政危機に対処した化政期の家臣団政策の変更と、家臣団軍事力の強化を意味する。大村藩における天保改革は、門閥「両家」体制のうえに、天保七年、純昌に代って一代藩主に就任した純顕の主導によって推進される（「大村家覚書」巻一八）。純顕は翌八月、家臣団を招集して、「我等代ニ至而家中法令之儀、唯今迄之通申付候条、此節分而条目不差出候、先例之趣堅可相守」と令し、当面純昌の政治方針を踏襲することを示したが、「尤以来存心之儀者、連々可申付候間、小事たりとも聊無疎意、忠貞之心得肝要之事」（「実録」巻五一）として、幕末の困難の政情のなかにあつて、漸次新たな改革政治を断行していく意図を表明した。こうして、大村藩の天保改革が断行されるが、これは（一）禄制・職制の改革を中心とする政治機構の改革と、（二）株商人の取潰し↓運上銀賦課の免許を中心とする流通統制策、商業規制体系の改革に要約される。

まず（一）について、純顕は天保八年八月、馬廻以上の家臣団に対して、「当家譜代小禄之輩多、采地等届兼候、依之

聊寸志を示し候而、蔵米之面々江請地式拾石遣之、且又采地同高未満之向江も同様相足し遣之候」（「実録」巻五一）と令し、同じく家老よりその意をうけて「弥以精勤可有之候」として、「依之采地六拾石以上所持之請地者被召上、以采米地御加増等被仰付候節も、同様可被相心得候、尤願關請地之分者可為格別候間、其旨以書付可被申出候」（「実録」巻五一）という達しが発せられた。つまり、馬廻以上の蔵米知行の家臣団に対し、請地二〇石を給与するとともに、同じく二〇石未満の地方知行の家臣団に対しても、二〇石に達するよう措置したのである。

ついで翌九年九月には、城下大給の禄高を二五石高にする一方、次のような禄制改革を断行した（「実録」巻五一）。

書簡奉行 御内用方 大納戸 御側詰 徒士組頭 吟味役 勘定吟味役 御次中小姓

右之面々式拾五石未満之者五者、同高相成候様御役高被下置、尤御側詰御次中小姓俵渡是迄之通

御火焼間中小姓 御右筆 御目付 御鷹番 勘定組頭 馬奉行

目付使役 長崎在役 代官 記録方 宗門手合 山手合 御普請役

右之面々持高貳拾石未滿之五者者、不足高之分俵渡被下置
但俵渡銀渡之面々者は迄之通

御城下給人 貳拾五石

但貳拾五石以上之分、当高以下之面々持高

これを文政二年の改革に比較すると（拙稿前掲『史潮』八
二号掲載論文参照）、城下給人の二〇石より二五石への加増に
みられるように、禄高の増加に特色を有し、総じて純頭の
禄制改革は、化政改革を緩和し、とくに馬廻・城下大給等
中級藩士を優遇し、かつ強化した点に特色がある。ついで
翌十年十月には、江頭官太夫に知行地一三〇石を加増し、
家老兼脇備士大将として（『実録』巻五二）、主として海防の
ことを担当せしめた。小給より身をおこした官太夫の家老
職就任は異例の措置であり、このことは天保期より門閥上
士層に加えて、下士層といえども、その能力によって藩政
の要路に拔擢・登用される途が開かれたことを示すと同時
に、海防当担の専任家老が設置されたことは、長崎警固の
特役を有する大村藩にとっては、外庄の危機をより早く察
知し、既述した家臣団に対する警備手当の支給とともに、
軍勢力の強化を意図していたことを示すものである。

次に（二）については、天保八年八月、「世上当年米穀雜穀
類高料ニ付、御領内直段被相極、先達而相触置候通ニ候得
共、以来時之相場を以相對可致商売候」として、米価は時
の相場をもつて相對商売せしめるとともに、「津留中取締
方被相立置候得共、此節被成御免候」（『実録』巻五一）と
して、津留政策を免許したのである。

ついで翌九年九月、「近年市中商売柄自然不景氣相成候
付、中興之株相潰、両魚問屋へ格別、其外於市中諸商売勝
手次第」（『実録』巻五一）として、先に化政改革で広汎に
免許した城下町における特権的な株商人を取潰し、両魚問
屋の外は、諸商売の一切の自由を認め、ついで同十一年十
一月には、次のような「口達」を発した（『実録』巻五二）。

口 達

当町并彼杵町場所柄ニ付、今度株御省略別紙之通被御残置、右
外株向後不及願、銘々存寄次第ニ商売可致候、依之運上銀被成
御免候、且御仕法ニ付而、地島村々江諸株別紙之通被相減候、
此段相達候

御 残 株

一 酒造株	一 酒造付柗株	一 揚売柗株
一 一染屋株	一 一質屋株	一 一種油紋株

一 藥種株
一 丸散株
一 魚問屋株
一 鑄物師株

地島村々御減株

鈴田村 久原分

一 菓子屋 壹軒 一 豆腐屋 壹軒

池田分 一 細物屋 三軒

一 豆腐屋 拾九軒 竹松村

一 細物屋 壹軒 一 おこしや 壹軒

一 荒物屋 壹軒 下岳村

瀬戸浦 一 産物諸色売引所 壹軒

一 塩座 壹軒

一 素麺問屋 壹軒

すなわち、城下町大村および宿場町彼杵は、とくに場所柄について、酒造株外九株を残し、その外は各人の希望次第、一切の商売を自由にするとともに、運上銀を免許したのである。

化政改革における産物方の設置による国産品の専一的流通策については、すでに改革の途上与力中より、「産物方被差立候処、自然品々高値ニ相成、一統難渋之筋ニも相成申間敷哉、且者市中向不商売ニ相成候歟」（「実録」卷四一）

という反対意見が述べられたが、天保改革における株商人の取潰しは、化政改革で免許された藩権力に結託する特権的な株商人の独占行為を排除し、広く一般商人に商売の自由を認めることによって、物価を引下げ、必要物資を確保しようとしたことを示すものである。既述した米穀の相対商売、津留免許の政策も、同様の意味を有するのであり、天保十一年十一月には、「旅製之鍋釜類商売不相成旨、文化十亥年（文化十一年の誤り）筆者）被相達候得共、不弁之趣相聞候ニ付、旅製取交商売不苦候」（「実録」卷五一）として、化政改革における他国商品の流通排除策を変更した。こうして、家臣団知行制・貢租收取体系の改革と同時に、化政改革の中核を占めた都市・農村商人株の免許↓運上銀賦課の体系は、産物方の設置による流通統制策とともに、天保改革によって根本的に修正されたのである。

要するに、大村藩においては、幕府の天保改革における株仲間の解散令以前において、それと類似の政策を断行し、特権的な株商人の独占行為を排除し、広く一般商人を対象とする新たな流通機構を設定して、藩権力自らそれを直接把握しようとしたのであり、このことは、既述した「郷村

記」の継纂と、そこにみられる詳細な農村の実態調査によって知ることができる。しかし、天保期においては「郷村記」は完成せず、その最終的完成は、一二代藩主純熙治下の安政三年以降にもち越されるが（『郷村記』首巻）、ここでは商業の自由営業のもとで異常な発展をみた各種在方商業に対する商業規制体系の再編成、運上銀体系の再成立がみられるのであり（拙稿「近世における藩貢租形態の変質過程」『ヒストリア』一五・一六号参照）、そこに天保改革の一応の完結を認めることができる。

こうして、大村藩の天保改革は、単なる封建反動にとどまりえず、むしろ今日まで報告された萩・高知藩等の「討幕派第一グループ」の西南雄藩より（関順也「藩政改革と明治維新」一〇一—一〇七頁、田中彰「長州藩の天保改革」『ヒストリア』一八号、池田敬正「天保改革論の再検討」『日本史研究』三一号等参照）、いわゆる「対応的な側面」を強く打ち出しているものであり、そこに大村藩天保改革の歴史的性格が存していたといえよう。

そこで、次に考察は「郷村記」全七九巻の分析を通じてみた幕末大村藩の基本体制の解明へと向けられる。

二 幕末大村藩の基本体制

1 家臣団の構成と知行制の構造

庶家一門による上級家臣団の独占支配という成立期大村藩の基本体制は、慶長十二年の「御一門払い」によって克服され、ここで、藩権力は蔵入地の拡大を通じて著しく強化される一方、家臣団の組織は全面的な改組を蒙ったのである。すなわち、これを契機に、松浦（長崎氏の養子、大村氏に改姓）・福田・洪江（大村氏に改姓）氏らの有力な在地給人が、他の大村一門（彦右衛門系統）、および朝長・富永氏らの譜代とともに家老・城代等の藩政要路に進出して、門閥士土層を形成したのであり、しかも、こうした上級家臣団の構成は、その後基本的変化をみず幕末まで継承されたのである^①（拙稿「近世における大名家臣団の展開過程」『史学雑誌』六五ノ六参照）。

一方、城下集住を免かれた在地給人は、直臣化した庶家一門の旧単独知行村における在地陪臣団とともに、村大給・小給等の下級の在地家臣団に編成され、また解体した旧単独知行村の一部には、下級家臣団の末子に系譜を有する鉄

砲足輕を新しく配置したのである。こうして、大村藩においては、上・中級家臣団を中核とする家中―「城下給人」―に対して、郷村に居住する下級の在地家臣団―「郷村給人」―が形成されたのであり、しかも、その後の新田開発に際して、これら在地家臣の二、三男が積極的に起用されたことから、多数の在地家臣団が形成される一方、新たな地方知行地の創出によって、家臣団の知行制は、複雑な分散知行・相給制を招来したのである（拙著『幕藩体制史の研究』五八七―六〇二頁参照）。

① 化政改革に際して、文化二年松浦および彦右衛門系統の両大村氏を「両家」とし（『実録』巻二九）、いわゆる門閥「両家」体制の定着・強化を図った。

② なお、大村藩における幕末段階（安政三年）の朱印高は、二万七、九七三石八斗七升七合で、これは第二回の総検地である慶長十七年検地の打出高に等しい。これに対して内検総高は、五万九、〇六〇石七斗六升五合三勺四才で、第四回の総検地である元禄検地以降、新たに九、〇二二石八斗五升五合二勺四才が打ち出された（『郷村記』首巻）。

問題は、「郷村記」の分析を通じてみた幕末大村藩家臣団の構成と知行制の構造を説明するところまできた。しかし、この点については別稿において詳論したので（拙稿「近

世大名領の構造」『史潮』五三号、『大村市史』上巻二九五―三一二頁参照）、ここでは要約的に問題を指摘するにとどめるが、奈良本辰也氏による萩藩の「郷士」中農層に対する積極的評価以来（同『幕末における郷士』中農層の積極的意義）『近世封建社会史論』所収）、その当否は別として重要な意義をもつ在郷士―在地家臣団については、必要な限りやや詳細に論及することとする。

「郷村記」に計上された家臣団総数は二、八六六名（小給以上二、五〇九名、足輕以下一、三五七名）で、そのうち「城下給人」は一、〇〇五名（馬廻以上―両家・家老・城代・馬廻―一七六名・城下大給一四五名・村大給六三名・小給一三一名・足輕三七五名・土分の待遇をうける藩の抱の職人一五五名）で三五%を占めるに對し、「郷村給人」は一、八六一名（馬廻二名・城下大給二八名・村大給二四〇名・小給七二四名・間給小給一六名・足輕七八二名・抱の職人六九名）で残りの六五%を占めている（『郷村記』各巻の「竈数男女数并宗旨分之事」）。

朱印高二万七、九七四石に對し、家臣団二、八六六名という数字は、在地家臣六五%という数字とともに、外城制を有する鹿児島藩を除外すれば、むしろ異例の部類に属す

る①(「藩制一覽」参照)。この異例な家臣団数、なかんずく在地家臣団を擁しているところに、大村藩の特異性が存していたといえよう。②しかもその数字は、萩藩でみるような家臣の逼迫によって帰郷した武士土着の結果を示すものではなく(木村礎「萩藩在地家臣団について」『史学雑誌』六二ノ八、田中彰「長州藩改革派の基盤」『史潮』五一号参照)、大勢として、初期以来の家臣団形成の結果を示していることは注目されよう。

① 例えば、萩藩の在地家臣団数は、全家臣団の約二三% (士分以上約三一%、足輕以下約一六%) を占めるに過ぎない(木村礎前掲『史学雑誌』六二ノ八掲載論文)。

② 在地家臣団の分布は、地域によって著しい差がみられる。すなわち、大村藩の地域区分のうち、藩の中核部を構成する「地方」地区(東彼杵郡)がもっとも多く、同地区の家臣団総数一、二三六名は、全家臣団の四三%を占める(村大給一六二名は、当該階級家臣団の五三%、同じく小給四八三名は五六%、足輕五三二名は四五%を占める)。「地方」地区以外の三地区(西彼杵郡、同半島を中心に東部)「内海」・西部)「外海」・南部)「向地」に分かれる)には、残りの二二%が分布し、そのうち「内海」・「向地」の両地区には、それぞれ一三八名と一〇三名が分布するに過ぎず、大村藩領農村で最高を占める「地方」地区鈴田村一カ村よりも遙かに少ない。三地区のなかでは「外

海」地区がもっとも多く、その数三八五名は、全家臣団の一三・五%に当る。

では、幕末大村藩家臣団の知行制「土地所有はいかなる構造を有していたのであろうか、とくに在地家臣団の場合、いうところの在地的ないし生産的性格の検討を考慮に入れて考察を進めることとしよう。

まず城下士たる「城下給人」より考察しよう。大村五郎兵衛は、両家の一人、本藩最高の知行高一、〇四〇石九斗二升を有するが、その知行地は城下(久原分・池田分)外六カ村に跨って分布し、かつ各地区に散在するという極めて複雑な分散懸持知行の形態である。しかし、西彼三地区の高田・時津・形上の三カ村には、知行高の八〇%がまわって分布する傾向をもつ。次に浅田大学は、家老最高の知行高四一三石五斗二升をもち、その知行地は城下(池田分)外三カ村に跨って分布し、この場合も、「内海」・「外海」両地区の戸根・三重の二カ村に、知行高の八〇%がまわって分布する傾向をもつ。次に城代富永鷲之助は、知行高二六〇石二斗九升をもち、その知行地は城下(久原分・池田分)外二カ村に跨って分布しているが、漸次分散的傾向が

稀薄になっていることに気づく。この場合の知行地も、「内海」・「外海」両地区の長浦・雪浦の二カ村である（『郷村記』中「諸士持高」）。

以上、両家・家老・城代等の上士層の知行形態は地方知行の単一形態（住居懸持知行・懸持知行）が多く、しかもその知行形態は複雑な分散形態で、地域的には西彼三地区に分布する傾向を有するが、これが一〇〇石層前後の家臣団になると、分散性も漸次稀薄となり、さらに六〇石層前後の馬廻階級の家臣団になると、ますますこの傾向は強く、しかも地域的には逆に「地方」地区に分布する傾向を示してくる。そのうえ、地方知行の単一形態は崩れ、地方・蔵米の二重知行形態（住居知行蔵米取・住居懸持知行蔵米取・懸持知行蔵米取）、および蔵米知行の単一形態が漸次多くなってくるのである。^④

① 三〇〇石層以上は、すべて地方知行の単一形態であるが、二重知行形態の最高は二七六石五斗八升を有する江頭官太夫である。

② 木村礎氏は、萩藩家臣団を知行制との関連で、「A知行地を所有し萩に住む者、B知行地を所有し在郷する者、C蔵米取にして萩に住む者、D蔵米取にして在郷する者」の四種の形態に分

類されたが（同前掲『史学雑誌』六二ノ八掲載論文）、大村藩家臣団は、さらにこれを精密に分類して、次の七種の形態に分類される。すなわち、第一類住居知行人（一村にまゝって知行地をもつもの、在地家臣の場合、自己の知行地に居住する）、第二類住居懸持知行人（第一類と次の第三類を兼ねるもの）、第三類懸持知行人（他村にのみ知行地をもつもの、在地家臣の場合、自己の知行地に居住しない）、第四類蔵米取（蔵米のみのもの、在郷の有無は問わない）、第五類(i)住居知行蔵米取（第一類と蔵米を兼ねるもの）、(ii)住居懸持知行蔵米取（第二類と蔵米を兼ねるもの）、(iii)懸持知行蔵米取（第三類と蔵米を兼ねるもの）、以上である。

次に、同じく城下士のうち、中士層を代表する城下大給（天保改革で二五石に決定したが、必ずしもそれに統一されたわけではなく、その前後の階層が多い）は、第四類の蔵米取がもっとも多く二六%を占め、次に第五類(ii)の住居懸持知行・懸持知行と蔵米知行を兼ねる二重知行形態が多く、それぞれ二〇%を占める。さらに第五類(i)の住居知行蔵米取は、第二類の住居懸持知行とはほぼ同数の一二%を占めるが、両者と第五類(ii)を合わせて四四%の家臣団が、城下の一部に知行地を有していることは（馬廻以上は三〇%）、城下大村の半農村的性格を示すと同時に、大村藩城下士の性格を規定

する要素として、極めて重要な問題である。

そこで次に、『在地家臣団の「郷村給人」』在地家臣団について考察しよう。在地家臣団の中核は村大給・小給等の下士層と、足輕の輕卒階級であるが、まず村大給（一〇石層前後のものが多い）より考察すると、第一類の住居知行人、すなわち、自己の知行地に居住し、その村にのみ知行地をもつものは一四%で極めて少ないことが注目される。これにもっとも多い第五類(i)・第四類と、第二類・第五類(ii)を加えても六二%であり、とに角六割二分が自己の知行地ないし蔵米給与地に居住しているに過ぎない。そのうち、蔵米知行を兼ねる第五類(i)が一七%、第四類の蔵米取が一五%、懸持知行を兼ねる第二類が一一%、懸持蔵米知行を兼ねる第五類(ii)が五%で、合わせて四八%となり、これは在郷していても、他村にのみ知行地をもつ第三類・第五類(i)の一五%（残りの二〇%が城下村大給、三%が無高）と相まって、村大給の在地性が幕末段階では、著しく稀薄になっていることを示している。

次に、小給（七石層前後のものが多い）は、第一類の住居知行人がもっとも多く三三%を占める。したがって、小給は

村大給より在地性が濃厚であるといえるが、しかし、これに第二類・第四類・第五類(i)(ii)を加えても五七%であり、小給は五割七分が自己の知行地ないし蔵米給与地に居住しているに過ぎない。残りの四割三分のうち、一六%が第三類・第五類(ii)で他村にのみ知行地をもち、一四%が無高で、一三%が城下小給である。したがって、小給も村大給と同じく、幕末段階では在地性が相当稀薄になっているといえるよう。

最後に、足輕（六石取りが多い）は、第四類の蔵米取がもっとも多く三〇%を占めるが、その外知行地をもち、さらにそれが既述した七種の形態に分類されることは注目されるよう。

以上、幕末大村藩の在地家臣団の知行制『土地所有の形態は、自己の居住する村に知行地を有する住居知行制に統一されていず、純粹の蔵米取ないし地方・蔵米の二重知行形態を有するものが多数みられ、後者の場合、蔵米知行の占める比率が多く、地方知行制は名目のみとなっているものもままみられる。これは藩政改革の過程で、再三にわたって断行された知行制の改革―擬制的知行法の全面的採用

の結果によるもので（拙著『幕藩体制史の研究』六〇六—六〇八頁、拙稿前掲『史潮』八二号掲載論文参照）、改革後旧制に復したとはいえ、完全な形での復帰ではなく、その間、藩権力による蔵米知行化政策が、これらの在地家臣団に至るまで漸次浸透してきた結果を示すものである。その外、他村にのみ知行地をもつ懸持知行制、これと住居知行制を兼ねる住居懸持知行制、および以上の両者と蔵米取を兼ねる懸持知行蔵米制・住居懸持知行蔵米制等々の各種の形態がみられ、在地家臣団の知行制・土地所有形態は、分散的傾向を有していたのである。これらの事實は、かれらのいわゆる在地性が、幕末段階では相当稀薄になっていることを示すものであり、多数の無高者（村大給一二名・小給一六名・足輕二八七名）^①の存在とともに、在地家臣団の性格を考えるうえにおいて、極めて重要な問題である。

- ① 木村礎氏の計算によれば、萩藩の在地家臣団の場合、九三%が知行地をもたない蔵米取であるといわれる（同前掲『史学雑誌』六二ノ八掲載論文）。

では、幕末大村藩の在地家臣団は、鄉村においていかなる地位を占め、またいかなる生産的性格を有していたので

あろうか。次に項を改めて考察を進めよう。ここでは当然、幕末大村藩領の農村構造が解明されなければならない。

2 農村構造とその動向

大村藩の在地家臣団は、その成立の事情にもとづき、初期以来直接かつ広汎に農業経営を営んでいたことは、寛文四年の「口上之覚」に、「村々之諸給人耕作之儀ニ付、郡代代官之下知少茂相背問敷候」〔見聞集〕三三巻〕とあることや、天和二年の史料に、「百姓地をかゝへ作法候者之儀者、たとひ給人ニ而も百姓並之役可申付事」〔実録〕卷三〕とあることによつて明らかである。これらの史料は、在地家臣団の農民的ないし生産者の性格を示すものであり、^②その限りにおいて、庄屋以下一般農民と同じく、藩権力に直結する郡代・代官の下知に服し、かつ封建貢租の一部を負担せしめたのである（拙著『幕藩体制史の研究』六〇〇—六〇一頁参照）。

大村藩体制下の基本関係が領主対農民の関係であることはいうまでもないが、在地家臣団が多数存在する大村藩領農村においては、本百姓とともに直接農業経営を営む在地家臣団によつて構成された。初期以来元禄期に至る主とし

て新田開発による著しい増加は、いわゆる小農民の自立とともに、既述した開発給人に抬頭独立の基盤を与えたが、こうした在地家臣団の拡大再生産の傾向は、右にみる農村構造を一層複雑にしたのであり、したがってまた、そこで小農民の自立は、一本の単純な直線ではなかったのである（拙稿「藩政確立期の諸問題」『社会経済史学』二四ノ二参照）。

したがって、そこにおける石高所持の階層関係は、当然給人・農民間の関係となつて現われざるをえず、そこに山野の用益・用水等における不平等利用関係が成立したのである。宝暦九年に制定された「薪取定日」をみよ、ここでは、馬廻以上『一〇日・村大給以下小給』六日・足軽以下農民『三日と定められている（『実録』巻一七）。在地家臣団が生産諸条件において、優位の立場に立っていることが理解されよう。そこでは給人（村落支配者）を介して経済外強制が加えられ、村落共同体は農民相互間の規制というよりも、支配体系・生産体系となつて現われる傾向を有したのである。また各種の職人が、既述したように藩の抱の職人として禄高を給与され、藩権力によって強く統制されていたことは、それだけ農民の商品流通に接触する機会を抑圧

し、この面からもかれらの自立経営は困難をともなったのである。

④ 在地家臣団のこうした性格は、今日の段階においても、かなり普遍的に検証することができる。

② 大村藩は初回の総検地（慶長四年）において、高二万一、四二七石を打ち出したが、第二回の総検地（同十七年）では、新たに高六、五四七石を打ち出し（総石高二万七、九七四石）、ついで第三回の総検地（寛永八年—十年）では、新たに高一万四、七五六石を打ち出した（総石高四万二、七三〇石）。こうして、大村藩の総石高は元禄期までに五万〇、〇三八石となり、初期の二・三倍に達した（『郷村記』附録上・「見聞集」三四巻）。

③ 大村藩においては蔵入地・知行地ともに庄屋が設置され、庄屋以下小左司・小頭等の村役人は農民から選ばれたが、それらを厳重に監視する横目は在地家臣より選ばれ、権力による強力な農民支配体制が貫徹された。

しかし、大村藩領においても、享保期以降、とくに宝暦—天明期において、農村商業の発展はようやく顕著となり、沿岸漁村における漁業・回漕業、および一部農村における陶器業の発展、さらには長崎往還路の定助郷村における貨幣取得等と相まって、次第に農村を商品貨幣経済に捲き込み、とくに質屋・酒屋等の商業高利貸資本の農村浸透は、農民の階級分化を促進し、その結果は「百姓ながら作場無

之」（『四民江之御教諭』）農民を発生せしめたのである。一方、元禄―宝永期以降の藩財政の窮乏化現象は、家臣団知行制の改革を中核とする享保改革となって現われたが（拙著『幕藩体制史の研究』六〇六―六〇八頁参照）、財政窮乏を根本的に再建するに至らず、かえって享保期以降、商品貨幣経済の発展にともない、家臣団の奢侈傾向は向上し、土風の弛緩、家計の逼迫による知行地の売買が進行し、他方、在地家臣の土地兼併が進行して、封建的身分制秩序の動揺をきたしたのである。

寛政期の刷新政治は、こうした事態に対応して断行されたものであり、儉約政策と文武奨励策を中核としながら、幕藩制下における封建的身分制秩序の基本をなした士農工商の四階級のものが、それぞれの分限に応じて正路を尽すべきことを教諭したのである。したがってここでは、武士の商売・土地兼併・知行地の売買等が禁止される一方、農民の商行為、武士・町人への土地売買、新規の質屋・酒屋営業等が禁止され、有力町人・農民の高利貸行為が吟味されるところに、各種商人・問屋の高利営業および独占販売行為が禁止されたのである（『実録』巻二三・『四民江之御教諭』）。

論）。しかし、寛政期の刷新政治は、それが「御教諭」という形で出された限り、財政危機の進行をはじめ、客観的に進行しつつある現実の各種の矛盾を阻止しえず、こうして、享保改革につぐ大村藩第二の藩政改革である化政改革が断行されるのである（拙稿前掲『史潮』八二号掲載論文参照）。

化政改革の中核は、財政危機の進行に対応して、享保改革と同じく、文化八年および同十一年の二回にわたって、家臣団知行制の改革を断行したところにある（『実録』巻三八・四〇）。とくに十一年の改革においては、「役席之高下ニ依而、自今以降知行高平等ニ被相極」（『実録』巻四〇）という方針のもとに、知行高の均分策を断行した。それによって、在地家臣団のうち、村大給は一〇石、小給は七石、足輕は六石に決定された。しかし十一年の改革は、財政窮乏を転嫁された家臣団、とくに多くのしわ寄せを蒙った中・下土層の反対によって、仕法期限内で中止され（『実録』巻四二）、文政二年の改革では、「爵禄不平均候而へ、上下一統永久安堵相続之儀無覚束」（『実録』巻四三）という方針のもとに、再び知行高の均分策を断行したが、中・下土層の反対勢力に対応して、かれらに対する加増をおこなったの

である。在地家臣団についてみると、小給七石はそのままであるが、村大給は五石加増され、一五石に決定されている（拙稿『史潮』八二号掲載論文参照）。

化政改革の意義は、さらに進んで、先の享保改革では未着手のまま残された貢租收取体系を全面に改正し、また寛政政治における抑商政策を修正して、積極的な流通統制策を展開したところにある。すなわち、基本的蔵入増加策としての定免制の採用・新地租率の上昇・指米の追加による生産物地代原則の強化、商品貨幣経済の発展に対応する小物成の代銀納化と、農民の階級分化に対応する労働課役の再編成（代米納・代銀納化）^③、農民的商品経済の発展にともない発生した抜売の禁止と領主的統制、国内商人の保護策↓都市・農村商人株の免許↓運上銀体系の成立、産物方の設置による国産品の奨励および専一的流通と他国商品の流通排除等々が、これである（拙稿前掲『ヒストリア』一五・一六号掲載論文、および同前掲『史潮』八二号掲載論文参照）。

① 大村藩蔵入地の租率は、寛永検地によって四ツ五分・口米九合と決定したが、寛文二年の夫石の追加によって五ツ三分四厘となり、幕末まで継承された。新地の租率は、従来五ツ一分であつたが、化政改革で蔵入地と同率になった（「郷村記」附録

下）。

② 化政改革で従来の三斗俵を改正して、一升の指米を加え、三斗一升俵にした（「郷村記」附録下）。

③ 労働課役のうち、郡役夫は代米納・代銀納化し、郷役夫は倒者・明電等を一村の一割五分とみなして、これを差引いた。横目加勢夫は新たに課役対象を村大給・小給へ拡大して代銀納化し、日雇夫は各村より徴発した方式を改正して、大村に請負人を設置し、人馬請負制は城下・彼岸周辺村より臨時に徴発した方式を改正して、家中荷越人馬とともに、大村・彼岸に定日雇を設置して請負わしめた。その外、村大給・小給・足輕等の在地家臣団にも賦課された薪山手銀は、倒者・明電等を一村の三割とみなして、これを差引いた（「郷村記」附録下・「実録」巻四三）。

こうして、大村藩においては、第一章で考察した天保改革を迎えるのであるが、そこにみられる特権的株商人の取潰し↓運上銀賦課の免許↓諸商業の自由化の結果は、都市・農村商業の異常な発展となって現われた。「郷村記」各巻の「諸運上并諸納物之事」の条は、この間の事情を詳細に物語っており、各地区・各農村とも商業の発展していない村はないといってよい。しかも、その商業種類は極めて多岐広汎であり、とくに酒屋・染屋・綿屋・紙屋・鍛冶屋・豆腐屋は、各村ほとんど普遍的に存在している（拙稿前掲

『ヒストリア』一五・一六号掲載論文、『大村市史』上巻三二九頁所収「農村職業の分化」表参照。ここでは、多岐広汎な各種の商業に対する商業規制体系の再編成、運上銀体系の再成立がみられるのであり、そこに、特権的な株商人の独占行為を排除し、広く在方商業を藩権力自ら直接把握しようとした天保改革の一応の完結を認める所以である。

同じく「郷村記」各巻の「売出物之事」の条によれば、各地区・各農村によって地域差を示しつつも、農民的商品経済の発展と普遍的商品化の傾向を知ることができる。

「郷村記」首巻は、これを総括して、「土地肥饒にして百穀能く実り、万種植の類はやく蔓延す、又山には槐槻樅梅樺檜杉松楠等の良材夥し、海には真珠貝蛸蛤柴螺辛螺蠣蛭蜷蜆等の貝類あり、海草には鹿尾菜海雲海苔和布藻蘆海羅あをさ海松石毛牛の尾あり、且石炭砥石陶器炭茶榼実箸煎海鼠干鰯雲母の産物ありて、是を他方に鬻く、就中真珠を以て当領第一の名産とす、又嶋々浦々には数ヶ所の船着場ありて、諸方の商舶輻輳し、山海の便利最宜しく、誠に西国の福土と謂つへし」としている。

しかし、「郷村記」各巻の当該条項を子細に検討すると、

木綿・楮・榧・藍・煙草・菜種・茶等の商品作物は、決して広い市場を目的とするものではなく、小消費中心を対象とする商品化の段階であり、農業技術の停滞性と刈敷中心の自給肥料の段階が、これに照応する^①。田畠八段を模型として収支計算を試みた「郷村記」各巻の農業経営表によると、田畠の占める比率は三対五で、そのうち、五段の畠の地位および作付構成は、大麦三段・小麦一段・大豆一段、跡作として蕎麦一段・粟五畝・芋二段、残りの一段五畝は大角豆・麻・木綿・野菜・飼葉となっている。右の収支計算例は、現実の農業経営を分析したものではなく、あくまでも農民の貢租負担能力を八段の場合を模型として具体的に示そうとしたものであるが、「郷村記」各巻の分析を通じて、農民一戸当りの所持面積を平均的に求めた結果によると（『大村市史』上巻三六五―三七六頁）、比較的典型的経営に近い経営とすることができる。とすれば、大村藩領農村における畠作経営は、典型的な主穀農業経営であり、むしろ作付比率のかなり大きい甘藷の普遍的商品化のなかに、西南畠作地帯に位置する当領の特色を見出しえよう。要するに、商品作物を中心とする商業的農業の積極的な発展は

みられないのであり、僅かに都市近郊村における各種野菜と、「向地」地区の伊木力・長与の二カ村における密柑販売が注目されるに過ぎない。

① 大村藩領農村においては、千齒・土白等の一般化によって、脱穀以下の過程においては改良がみられたが、稲作労働の主要過程における耕耘要具においては、中期以降（拙稿「元禄期における肥前杵地方の農業技術」『地方史研究』一七号参照）何等改良がみられず、管理用の農具も出現するに至っていない（『郷村記』各巻の「百姓農具調入目之事」）。また肥料は、地域・階層によって一部干鰯の使用がみられたが、全体的には、刈敷中心の自給肥料を基幹とした（『大村市史』上巻三五—三六四頁参照）。

② この点「郷村記」もいわゆる「地方書」の収支計算例と同列に属する（古島敏雄『近世日本農業の構造』五六七頁以下参照）。

③ 「郷村記」各巻は、収支計算表のあとで「田畠作得積年の豊凶又は作人により不同あり、村並の平均大概斯のことし」とも説明している。なお、収支計算表には肥料代・傭人給料等の計上をみない。このことは、自給肥料である刈敷使用を前提とし、かつ傭人労働に依存しないところの、通常家族労働力を經常労働力とする自作農の経営形態を示したものとええよう。それは従来の規模における単純再生産維持の経営である（『大村市史』上巻三六五—三七六頁参照）。

以上に比較すると、沿岸漁村、とくに西彼杵半島「外海」

地区における漁業の発展、および漁獲物・海草等の商品化の傾向は顕著であったといえよう。西彼杵半島は小口村の九二%を最高に、浦百姓・浦人・家船等の漁民が多数存在し、そこでの住民は、何等かの形で漁業にタッチしながら生活していたことが知られるが、そのうち八八%が半農半漁の兼業者で、このことは沿岸漁業と密接な関係をもつ。

「郷村記」各巻にみえる漁業様式には、鰯網・鯛網・鮪網・鰯網・鰯網・鰯網・まかぜ網・きびな網・小魚網・地挽網・縫切網・鰯網・八太網・松魚網等があるが、同各巻の「売出物之事」の条によれば、これら各種の漁獲物が海草とともに広汎に商品化されているのである。なかんずく、面高・七釜浦・黒崎・三重・式見の各村における干鰯の商品化と、神浦村の鰯節、福田村の蒲鉾等水産加工業の発展・商品化は注目されよう。

けだし、漁業は水ものの性質上、農産物に比較して漁獲物に豊凶度が極めて大きく、かつ安定性を欠き、さらに商品として腐敗し易いという脆弱性をもつ。したがって、市場構造が直接漁業生産力と関連する。こうした特殊な条件は、そこに、商業高利貸資本の浸入を容易にするのである

が、ここに、漁業生産力は既述した漁業そのもののもつ零細兼業構造と相まって、より順調な発展を阻止されたのである。

大村藩領農村は、屈指の海岸を有し、かつ南北に細長く複雑な地形を有するので、そこでの農民層分化の形態は、決して一様ではなくさまざまな形態を有したが、一言にしていえば、以上考察した農村商業、および諸商品生産の発展とその特質に、まさに対応した分化の形態を示しているのである。すなわち、農業生産の発展、つまり、商品作物栽培の進展に裏付けられた積極的な農民層分化の形態ではなく、かえって農業外の他の要素によって分化した形態である。いかえれば、漁業・回漕業ならびに部分的ではあるが農村工業（陶器業）の発展、および助郷課役の圧迫による分化であり、また商業の異常な発展によって在町的変質をとげた農村における、あるいは往還路付近の都市的生活の浸透を契機とする分化である。貢租の加重・専売政策は、これに加えてさらに分化を促進し、かくして窮迫した没落農民が商業高利貸資本の浸蝕にさらされていく過程であったといえよう。^①

① 「郷村記」各巻で知りうる農民層の構成は、「電教男女類并宗旨分之事」の条であるが、そこにでてくる農民の種類には、本百姓・蔵百姓・私領百姓・浦百姓・百姓・問百姓・蔵問百姓・浦問百姓・寺領百姓・釜百姓・目見百姓・上り地百姓・開百姓・皿山百姓等があつてかなり複雑であり、しかも各巻によって多少表現を異にしているので、統一的理解が些か困難である。しかし、これを階層的に整理すると、そこに、自ら二つの階層が存在していることが知られる。すなわち、本百姓（ないし蔵百姓）と問百姓の存在である。問百姓とは百姓間人のことであり、「無名地ニ而電持伝罷在候者」（「見聞集」五七巻）である。具体的には小作日雇層であり（拙稿「大村藩の問人について」『長崎談叢』三七輯、『大村市史』上巻三四五―三五二頁参照）、それは直接具体的に土地所有の区分ないし農民層の階層分化を示すものである。なお、私領百姓は知行地の農民であるが、「郷村記」でいう本百姓は蔵百姓とともに、蔵入地の農民に限って使用する。

若干の実例を示そう。初期以来陶器業の生産がおこなわれた「地方」地区の上下波佐見村のうち、上波佐見村では本百姓（同村では蔵百姓の表現をとる）二二七軒に対して問百姓五三三軒（三〇%対七〇%）という構成を示し、下波佐見村では本百姓一六八軒に対して問百姓一九三軒（四六%対五四%）という構成を示している。次に長崎往還路の定助郷

村である「向地」地区の長与村では、本百姓七九軒に対して間百姓六一六軒（一一％対八九％）という構成を示し、間百姓の数字は当領で最高を占めている。さらに西彼杵半島の沿岸漁村のうち、漁業の発展が顕著にみられた「外海」地区の瀬戸村では、本百姓七八軒に対して間百姓三六五軒（一七％対八三％）という構成を示し、同じく神浦村では、本百姓二八四軒に対して間百姓五〇〇軒（三七％対六三％）という構成を示している（『郷村記』各村当該巻、詳細は『大村市史』上巻三三五―三四三頁所収「各地区農村の階層分化」表参照）。

以上の各村は、当領においてももっとも激しい階層分化がみられた地域を、とくに抽出したものであるが、それによって、各村における階層分化を促進した要素と、小作日雇層である間百姓の余業・日雇収入の途が奈辺にあったか理解しうるであろう。しかも以上の各村は、何れも顕著な農村商業の発展がみられるのであり、在町的性格をもつに至っている。天保期以降における急速な階層分化、本百姓の没落と小作日雇層の創出が想像される。以上の各村の外は、特殊の村を除いて、ほぼ階層分化はそれより低位であ

るが、全藩的には、倒者・明竈を一村の三割とみた薪山手銀の賦課法にみられる藩権力の把握を若干上廻る四割前後というのが小作日雇層の数字であり、階層分化は決して低位とはいえない。

従来 of 規模における単純再生産維持の経営である典型的経営に近い本百姓（ないし蔵百姓）の田畠八段経営を中核とし、一方の極には土地を兼併し寄生地主化していった酒屋・質屋等の商業高利貸資本があり、他方の極には土地を喪失し小作日雇化していった多数の百姓間人が存在しているのが、幕末大村藩領農村の姿であったのである。

こうした農村構造のなかで、在地家臣団はいかなる地位を占めていたのであろうか。ここで想起されるのは、村大給一〇石・小給七石・足輕六石という各階層の平均石高と、にもかかわらず、蔵米知行化ないし蔵米・地方の二重知行化、後者の分散知行等々によって、かれらの在地性が相当稀薄になっている事実である。しかしこれは、知行制の分析を通じてみた一般的・平均的姿であり、かれらの生産者の性格がすべて稀薄になったことを意味しない。というのは、かれらは知行地の外に、若干の「百姓地」を所持して

いたためであり、それなくしては、四一五名という多数の無高者の存在は考えられない。「小身之士本意にはあらず候得共、耕作不致候而者、取統御奉公相成間敷」（「四民正之御教諭」という寛政期の状態は、幕末まで変りなかったものと思われる。しかも寛政の「御教諭」では、かれらが商売したり、「百姓共之土地を貪り致耕作」（同上）行為や「浦人共渡世之妨ニ相成」（同上）のような漁業行為を堅く禁止している。これらの事実を裏を返せば、上層の在地家臣団による商行為や土地兼併、あるいは沿岸漁村における漁場支配が進行していたことを示すものである。

こうして幕末大村藩領農村における在地家臣団は、一般的・平均的には知行地における在地性を稀薄にしつつも、その大多数は生産者の性格において一般農民と大差ない状態にあったのである。こうしたいわば自作農的在地家臣団を中核に、一方の極には地主・網元あるいは商業高利貸資本として村内に君臨する上層の在地家臣団（平均二〇石層前後で、そのなかの大部分を住居知行地としてもつ村大給）があり、他方の極には貧農的在地家臣団があつて、それぞれ農民層の階層構成に対応しつつ存在していたのである。

では、以上みる農村構造のうえで、大村藩における討幕派はいかに形成され、いかなる政治目標と、いかなる実践行動をとったのであろうか。次に考察は幕末大村藩の政治過程に集中される。

三 尊攘・討幕派の形成過程

1 安政・文久期の政治動向

弘化四年二月、一二代藩主に就任した純熙（大村家寛書）卷二〇）治下の政治動向は、天和期の初回の編纂以来、一八〇年の歳月を要して最終的に完成した「郷村記」の編纂にみられる領内総生産力の強力な把握と、幕末の対内外の複雑な政治情勢に対応する藩政改革、なかんずく軍制改革に主眼がおかれた。長崎に隣接し、かつ同地警固の特役を有する大村藩においては、沿岸防備をはじめ、軍制の改革・整備、軍事力の増強は緊急の課題であつたのである。

これより先、天保改革の一環として、異例の措置により江頭官太夫を海防当担の専任家老としたが、嘉永六年、外国艦船が浦賀・長崎に相ついで来航し、外圧の危機が切迫するや、純熙は官太夫をして、「外海」地区六カ村（福田・

式見・三重・神浦・瀬戸・面高）に砲台を築造せしめ、沿岸防備を固めた（山路弥吉『台山公事蹟』六二・七〇頁、以下『事蹟』とのみ略記する）。

ついで安政年間に入るや、同元年六月、純熙は城下大給以上の家臣団を招集して、五カ年間質素儉約の令を発する一方、翌二年六月には、官太夫の意見を入れて軍制改革を断行し、中小姓を藩主の親衛とする外、諸手弓組を全廃して銃隊を編成したのである。またこのとき従来の一刀流・新陰流を停止して、無念流を採用し、斎藤歆之助を師範役に任じた。さらに高島秋帆の西洋式練兵を見聞して、これを直ちに採用するとともに、幕府の長崎練習所開設にともない、少壮の藩士をして洋学を学ばしめ、さらに進んで江戸に遊学せしめた。渡辺昇をはじめ、大村藩幕末藩政改革派の中核をなすいわゆる「三十七士同盟」の中心人物は、このとき長崎・江戸において学をなしたものである（『事蹟』七〇・七八頁）。ついで翌三年には、「郷村記」の最終的編纂、そのための農村の実態調査をおこない、領内総生産力の強力な把握を実現した。そこでは、各種の在方商業に対する商業規制体系の再編成、運上銀体系の再成立がみられ

ること、また特権的な株商人の独占行為を排除し、広く在方商業を藩権力自ら直接把握しようとした天保改革の一応の完結が認められること、既述したところである。

以上、大村藩の安政改革は、開明的な藩主純熙の主導のもと、外庄に対応する軍制改革・銃隊の編成と、農民的商品経済の発展を中核とする各種の在方商業に対する商業規制体系の再編成に特色を有するものであり、それは大村藩なりの「絶対主義への傾斜」を示したものとえよう。しかし、大村藩の安政期の政局は、比較的安定しており、藩政改革をめぐる党争は未だ表面化していない。この期に長崎・江戸に遊学した少壮の藩士は、国内に生起するもろもろの情勢を見聞し体験することにより、次第に政治意識を成長せしめつつあったのである。

外庄の危機、そして幕府による安政条約の調印以来、国内は攘夷・開国の二つの思想に分裂し、さらに攘夷思想は尊王思想と結びつき尊王攘夷思想となつて、反幕府思想を形成し、佐幕諸勢力と激しく対立した。なканずく、「討幕派第一グループ」に属する西南雄藩においては、こうした情勢に対応して成立した尊攘派が政治勢力を拡大し、藩

主をしていわゆる「国事周旋」にのり出さしめた。文久二年七月、萩藩においては、安政五年の藩は三大綱、すなわち、朝廷へは忠節、幕府へは信義、祖先へは孝道という幕藩制肯定の政治路線に一大転換を加え、天皇の絶対優位性を主張することにより、幕藩制否定の論理をもつ藩是を決定したことは注目される。それは、萩藩で尊攘派が主導権をもちはじめたことを意味し、やがてかれらは、吉田松陰の「草莽崛起」論をはるかに越えた実践運動を展開し、豪農層との連携（「改革派同盟」）を深めていくのである（田中彰「討幕派の形成過程」『歴史学研究』二〇五号、同「倒幕過程における藩権力」同二二六号参照）。

こうした情勢のなかにあつて、純熙はまず文久元年七月、城下大給以上の家臣団を招集し、「当領海岸数ヶ所に而、何時急変差起候哉も難計、到其期万一不覚を取候儀於有之は、当家は勿論皇国の耻辱にも相拘候」（『事蹟』一三七頁）として、戦国の心得をもつて、専ら義勇を養い、節儉を守り、ことあるに臨んで忠義を抽んづべきことが必要であると訓令した。ここでは「不覚」の事態を、自藩のみならず「皇国の耻辱」と意識したことは注目されよう。

翌文久二年六月、純熙は大原重徳を擁しての島津久光の江戸下向に際し、「公武御合体の場合に不相成候節は、忽戦国之世に成行候儀眼前之事に候、たとへ御合体に相成候とも、異船打払の場合に至り候儀は不遠事と被存候」（『事蹟』一四一頁）として、公武合体運動に対する予見を立て、再度戦国の心得が必要であることを強調する一方、八月には側用人江頭隼之助を平戸に派遣し、「万一不慮の変動も差及候はば、尚更御互力を戮せ致扶助、御国威相立候様仕度」（『事蹟』一四三頁）希望を伝えしめ、ここに「大・平同盟」を成立させたのである。ついで十二月には、先の島津久光の江戸下向にともなう幕政改革に対応して、当年の役目の半部を免じて武備を充実せしめるとともに、年頭歳暮の礼など諸事省略を令した。

こうして、大村藩の文久期の政局は、隣藩たる平戸藩と同盟して統一行動を約するとともに、急転する国内政局の推移に対応しつつ自藩の武備を充実する点にあった。しかし、この期に、先に長崎・江戸に遊学し、京都・大阪において諸藩の尊攘派志士と交わり、全国的視野を身につけ、著しく政治意識を成長せしめた少壮の藩士が相ついで帰国

し、大村藩尊攘派を形成しつつあったことは注目しなければならぬ。しかるに、それとは逆に、藩権力においては、佐幕派の用人浅田弥次右衛門の家老職就任が決定する。

こうした相反する二つの動きのなかで、翌文久三年五月、突如純熙が長崎奉行に任命されるという事態がおこった。

〔台山公勤王録〕一四巻、以下「勤王録」とのみ略記する。こ

の月の十日はいわゆる攘夷の日であり、攘夷の先鋒をもって自ら任ずる萩藩では、この日を期して、下関を通過する外国艦船に対して砲撃を加えるという事件がおこっている。

代々旗本より任命してきた長崎奉行職に改正を加え、この期に至って、外様大名である大村藩主を任命したことは、幕政の転換を意味するとともに、外交問題をはじめとする

国内政局の急迫を示すものである。純熙は病を理由に辞退したが、それは表面の理由に過ぎず、内面の理由は藩内尊攘派の反対を考慮したからに外ならない。しかるに八月に至って、幕府は再度純熙を長崎奉行に任命した。しかも今度は長崎総奉行ということであり、そのうえ芙蓉間席を与え、遠国奉行の上座とし、参勤交代を免じ、かつ在城職務を許可するという厚遇措置である（『勤王録』一四巻）。幕府

がいかに純熙の長崎総奉行就任を希望したかが理解されよう。それは外交上重要な地位を占め、かつ諸藩浪士の集合の場である長崎を、幕府がとくに重視したためであり、幕権補強の一環をなすものである。

ここにおいて、純熙は長崎総奉行に就任し、幕制機構の一翼を担うという微妙な立場に立って、長崎警固に当たることとなった。同じ月の十八日には、いわゆる八・一八の政変がおこり、萩藩を中心とする京都の尊攘派は一掃された。藩内においては、佐幕派の家老浅田弥次右衛門は、純熙の長崎総奉行就任を契機に、尊攘派を抑圧する卒に出たのである。こうした内外の情勢は、尊攘派を強く刺激することとなり、この年十二月、長岡治三郎・同新次郎・根岸陣平・中村鉄弥・渡辺範助・同昇等は、治三郎の家に会して密議し、針尾九左衛門を盟主に、同志を糾合し、改革派同盟を結成することとした。いわゆる「三十七士同盟」というのがこれである（『事蹟』二六七―二七五頁）^①。

① ただし、実際に三十七士に達したのは慶応年間である。

明けて元治元年二月、江頭官太夫を病の理由によって家老職を免じ、代って四月江頭隼之助を任じたが、浅田弥次

右衛門は引続き家老職にあつて藩政を主催した。しかるに八月に至つて、純熙は長崎総奉行の職を辞任すべく、辞表を幕府に呈出した（『実録』巻六一・「勤王録」一四卷）。辞任

の理由は病ということになっているが、その背後には改革派同盟の策動があつたのである。かれらにとっては、純熙が長崎総奉行として幕制機構の一翼を担っている限り、藩論の統一が不可能であつたからだ。純熙の長崎総奉行の辞任が九月に入つて許可されるや、禁門の変後の長崎における萩藩邸の受取に関する浅田弥次右衛門等の失態と相まつて、十月五月元締富永快左衛門は暗殺され、同月十日浅田弥次右衛門は家老職を免じられたうえ、三〇石を減石、同じく稲田隼人も一〇石を減石された（『実録』巻六一）。ここにおいて、佐幕派の有力家臣は、藩政中枢より排除され、代つて改革派同盟が盟主と仰ぐ針尾九左衛門が家老職に就任した外、片山龍三郎が城代、宮原久左衛門・大村太左衛門が中老、中尾俊輔が元締役に就任し、渡辺昇は「積年文武ヲ勉強シ、時務ヲ弁知シ、能ク世變ノ景況ヲ探討スル」（『実録』巻六一）を賞されて、馬廻に取立てられ、蔵米四〇石を与えられたのである。

以上みる元治の政変において、大村藩においては、佐幕派に代つて、尊攘派である改革派同盟がはじめて藩権力を掌握し、一挙に藩論の統一へともち込んだのである。

2 藩論の統一と党争の激化

元治元年十月二十四日、この日純熙は城下大給以上の家臣団を招集し、「積年之流弊可致一洗ハ此時」として、「銘々之卓見も致採用、古典旧格ニ不拘、時世至当之見込を以、格別令改革」意図を表明し、藩論に関して、次のような論告をおこなつた。「我等小藩之身上ニ而、難任心底場合も有之、応時宜一時之權道無之而者不相叶候得共、国論一定不致候而者、一藩一致之基本難相立、所謂因循姑息ニ落入候外無之候間、今日改而決定之持論令布告候、委細家老共以口上相達候様申聞候間、其旨可相心得事」（『実録』巻六一・「勤王録」三卷）。右の論告にもとづいて、家老より次のような「口上」が発せられた。以下長文であるが、これを引用しよう（同上）。

去年攘夷期限相違以來、朝幕ノ議論相反シ、外患モ亦切迫ス、此上ハ国論一定セサレハ、因循姑息ニ陷入ノ外無之ト、乃チ国論ヲ布告ス、其大意今度一定ノ国論一言ニ之ヲ尽セハ、尊王ノ

二字ニ出テス、抑癸丑以来朝威日々振ハス、遂ニ今日危急ニ推移スルヲ原ヌルニ、一トシテ幕府ノ詐謀ニ出サルハナク、諸侯列藩往々幕府外観ノ富強ニ諂フモノ少カラス、当藩ニ於テハ其擯斥ヲ受ルト雖、累代封土ヲ此土ニ辱シ、王室ノ藩屏タルコト八百余年、朝恩ノ洪隆固ヨリ言ヲ待タス、況ヤ君臣ノ大義ヲ尽スハ、必ス危難ノ日ニ在リ、就テハ窮天極地王室ト存亡ヲ共ニセサルヘカラス、雖然国小兵弱、何分ニモ独立シテ事ヲ舉ルコト能ハス、必先一藩ノ方向ヲ確定シ、大藩有志ノ驥尾ニ随ヒ、奉報鴻恩之万分一ノ外ハ無之、然ニ数年以来幕府ノ嫌疑ヲ蒙リ、間牒牒ヲ窺フモノ多ク、機事漏泄シ、当藩ハ勿論朝廷ノ不利ヲ引出サンモ計リ難シ、故ニ書面ヲ以布告セス、口上ヲ以申聞、且決シテ違背スヘカラサル旨演述ス

以上は形式上、藩主より家臣団に対する論告という形を通じておこなわれているが、すべては、藩権力を掌握した改革派同盟の筋書通りに運ばれたのである。しかし、ここにみられるあからさまな幕政批判は、単に改革派同盟の意志のみではなく、長崎警固の特役を通じて早くから外圧の危機を察知し、洋学を通じて海外事情に明かるく、さらに長崎総奉行職就任を通じて直接因循姑息な幕府の外交方針を痛感した純熙自身の意志でもあったわけだ。ともかくも、

大村藩は元治期において、独自に藩論を統一することに成功し、尊王運動に邁進する方針を樹立したのである。そこでは、幕府よりも天皇の「藩屏」としての意識がみられ、「君臣ノ大義」を天皇におき、幕府より擯斥されても、天皇に大義を尽し存亡をともにすることが強く主張されている。いいかえれば、天皇の絶対優位性の主張であり、いきつくところ倒幕運動となるのは必至である。しかも、小藩たる立場を自覚し、「先一藩ノ方向ヲ確定シ、大藩有志ノ驥尾ニ随ヒ、奉報鴻恩之万分一ノ外ハ無之」というところに、「討幕派第二グループ」としての大村藩の限界が存したといえよう。

右の藩論の統一とともに、家臣団に近習・外様の別あるを廃して平等に親睦せしめ、賞罰に関して下情上達の途を開き、戦国の心得をもつて、質素節儉を守るよう諭告した。ついで翌十一月には、渡辺昇の意見によって文武館の制を改正し、「百姓町人たり共執心之輩ハ、出入願出御免之上出席可致更」(「実録」巻六一)として一般へ開放するとともに、祭酒を教授、学頭を助教と改め、文武一致の趣旨を徹底させたが、教授松林廉之助と渡辺昇の結合は、これを

契機に深まったのである。

藩論を統一し、有志の大藩と協力して尊王運動を展開せんとした大村藩は、まず福岡藩と同盟したが、ときあたかも遭遇した幕府の第一回征長令に際し、萩藩の危機を救済すべく、用人莊新右衛門を派遣し、幕府に征長中止の建白書を提出した。今回の征長令は、「皇国之御治乱、幕府之御安危ニモ関係可仕哉」とし、「方今宇内之形勢夷狄跋扈シ、皇国ヲ覬覦スルコト一朝一夕ニ御坐候ハス、左候得者、御国内一和一心防禦之策ヲ尽シ候而モ、如何ト衆人懸念仕候矣、於御国内干戈ヲ動候様相成候テハ、却テ夷狄ノ術中ニ陥リ、且ハ内憂ヲ引出候基ニハ有御坐間敷哉、乍恐幕府之御一大事ト奉存上候」として、資本主義列強の監視のなかに於ける内戦の不可なる所以を説き、毛利氏に対して「格別御憐愍之御所置被為在候ハハ、億兆之人民御寛大之御徳量ヲ奉仰、弥一和一心、夷狄之狡黠ト雖、可乗之間隙無御坐、皇国之御武威海内ニ輝キ候様、相成可申ト奉愚察候」として、憐愍の処置を加えるよう懇願し、重ねて「皇国之御事御大切」（『実録』巻六二）として、幕府に征長行爲を中止させようとした。そこには、国際的視野に立って

の「皇国」の安全に関する一環した態度がみられる。

ついで慶応元年四月には十九貞衛らを対馬に、七月には江頭隼之助らを福岡に派遣して、両藩における藩内党争をそれぞれ調停せしめた（『実録』巻六二）。この間渡辺昇は、当時長崎にあった坂本龍馬に会して「薩長連合」を論じ、同じく長崎にきていた伊藤俊輔と馬関に向かい、豪商白石正一郎宅で、挙兵中の高杉晋作、および山口にて桂小五郎と会い、「薩長」の和合について画策したのである（『事蹟』一八五—一九九頁）。

藩同盟の結成といい、他藩党争の調停といい、渡辺昇の行動といい、すべては藩論に示された政治目標実現のための実践行動に外ならず、そこには、「皇国」の安全を第一とし、天皇の絶対優位性を認めたくえで、その天皇に大義を尽すという、幕藩制下の藩をのり越えた次元の高い政治意識がみられたのであり、さらに政治目標実現のためのもっとも有効な手段は、「薩長同盟」の外はないという理解が根底にあったのである。^①

① 既述した高杉・渡辺会談に際して、渡辺は「予は唯薩長二藩の私を去りて、天下の大義を全うせんことを欲するのみ」（『事

蹟」一九三頁）と述べている。なお渡辺は、「薩長連合」成るや、鹿児島に急行し、西郷吉之助と会見している。

大村藩においては、尊攘派である改革派同盟が、自らの実践行動を通じて討幕派に発展していくが、しかし、それは難なく直線的な形で実現したわけではない。改革派同盟に対する反対派の対立・反撃は、慶応年間に入って逆に激しくなり、藩内はまさに両派に分裂して抗争するという深刻な段階に到着したのである。そこで最後に、慶応期の政治動向を考察しよう。

慶応元年八月、新たに大村太左衛門が家老職に就任した外、大村右衛門が中老に、土屋善右衛門・大村一学が用人にそれぞれ就任し（『実録』巻六二）、藩政中枢に占める改革派同盟の勢力は、一層強化された。このことが、藩論に示された政治目標実現のための既述した実践行動を可能にした所以でもあった。ついで慶応二年七月には、軍制改革を断行し、「是迄之御備立ニ而ハ、万一之節銃槍之得失判然タル事ニ候、依之今度銃隊ニ被相改候、然処西洋銃之儀者、玉行当り等宜敷、風雨之差支も無之、輕便之要器ニ候条、右之面々（村大給・小給等の在地家臣団）筆者）向後西洋銃ニ

仕替可相用」（『実録』巻六三）として、村大給・小給等の在地家臣団に至るまで西洋銃を使用せしめることとし、武器方において予め購入していた西洋銃を五カ年賦をもって払下げることとした。さらに翌八月には、「御軍制御変革可被遊管ニ候得共、差当り銃隊操練第一之急務」（同上）として、すべて西洋銃隊とし、家臣団をすることごとく西洋銃陣を習練せしめ、軍事力の近代装備化を図ったのである（『勤王録』二巻）。これと同時に、新たに藩士の二、三男にして健強のものを精選して一隊を創設し、これを新精組と名づけて、各隊の先鋒とし、渡辺清左衛門（範助または清）をその支配とした（『実録』巻六三）。

しかるに慶応二年には、一方において反対派の改革派同盟に対する反撃も、着々準備されていた。同年二月、改革派同盟が意図した「薩長連合」成立後、藩政執行部は家臣団に対し、「昨子年厚恩召被為在、国家之御為筋と存込候儀は、無名之封書を以、可致内訴旨被仰出候処、間々誹謗ケ間敷落書等有之候間、向後心得違之族於有之は、聊無用捨可被及御沙汰候」（『事蹟』二二頁）という警告を発した。元治元年の藩論統一の際における下情上達の利用

し、改革派同盟を代表する藩政執行部に対して、批判と不満が表明されたのである。^①

① 「誹謗ヶ間敷落書」とは、「唐团扇孔雀尾を振る初旦」という落書や、文武館御成門の前に帖られた「ほぐろさん、今は御前ものぼりつめ、れんに見とれて居るかひな」という落書を指す。唐团扇は改革派同盟の盟主家老針尾九左衛門の家紋であり、孔雀は九左衛門を指したもので、その威を振うのを嘲笑したものであり、ほぐろさんは門閥「両家」大村五郎兵衛の面に黒子があったのを指し、のぼりは渡辺昇を、れんは教授松林廉之助をそれぞれ指したもので、意は五郎兵衛が昇・廉之助に心酔しているのを諷刺したものである。

これより先、無念流が採用されたことを不満とする新陰流の師範家らは、反対派と合流し、次第にロボット化しつつある門閥「両家」の伝統的地位を利用して、「両家」の他の一人である大村邦三郎を抱込んで盟主とし、さらに五郎兵衛の養子泰次郎をも抱込んで、慶応二年夏、反対派の結合を図った。しかもかれらは、針尾九左衛門・松林廉之助・渡辺昇らの暗殺を計画し、改革派同盟の代表が執行する藩政を顛覆せんとした。大村藩は慶応二年の段階において、藩内党争が尖鋭化し、未曾有の危機に遭遇したのである。

明けて慶応三年正月三日、馬廻以上の家臣団が登城する日を期し、反対派のかねての計画は実行に移された。長井兵庫指揮して、「隈央・福田清太郎は九左衛門を、雄城直記は廉之助を、山川応助・筒井五郎次・永島唯助は昇を撃つべし。但昇を斃すには必ず剣を以てすることなかれ、宜く銃を用ふべし」（『事蹟』二一七—二八頁）と命じ、退城の時間を見計って暗殺を決行した。かくして、九左衛門・廉之助は、反対派の兇刃に倒れ、昇のみ危害を免かれることができた。

改革派同盟のみではなく、藩内に大きな衝撃を与えたことはいうまでもない。とりわけ激憤した文武館の生徒は、自ら兇徒追捕に当らんとしたが、渡辺昇は個々の運動を禁じ、日増しに増加する同盟者を加えて隊を組織し、別に遊撃隊をおいてこれを総括し、兇徒の組織的追捕に当らせた。隊は一〇隊より一三隊に増加したが、兇徒の搜索は非常に困難を極め、ようやく三月十二日に至って、福田清太郎の自由により明らかとなり、さらに同月十八日に至って、雄城直記の自由により、「両家」大村邦三郎・同泰次郎が、その盟主であることが明らかとなった。ここに至って、改

革派同盟および搜索隊は、「両家」がその盟主であること
を知り、今更のごとく驚愕したが、邦三郎・泰次郎の自決
によって、ことなく事件は結着し、五月中に関係二六名の
処罰が執行された（『実録』巻六四・『事蹟』二二九―二四六頁）。

以上みる内訌は、大村藩未曾有の惨事であつたが、その
ためかえつて藩の士気は大いに面目を一新し、改革派同盟
はいよいよ藩の主導権を確立し、倒幕運動へ邁進すること
となった。しかし、ここで注意さるべきことは、改革派同
盟が馬廻・城下大給クラスを中核とする狭い範囲の旧「三
十七土同盟」を脱却して、村大給・小給・足輕等の在地家
臣団をも包括するより広い層を同盟軍として組織したこと
である。事件が結着した翌六月、遊撃隊・一三隊の搜索慰
勞の際、遊撃隊の「今や天下の形勢日に危急に迫り、渡辺
清左衛門既に兵を率いて上京し、是より愈々多事ならんと
す、後備の計決して忽にすべからず、宜しく愛国殉公の士
気を鼓舞し、一藩を打て一丸となし、堂々驥足を伸して天
下に雄飛するの謀を為すべし、是れ実に千歳一遇の機なり、
文武館の士風既に一新して隊伍亦序あり、今之を解散する
のは策の得たるものにあらず、須く長州騎兵隊の例に倣て

一藩の義勇隊たらしむべし」（『事蹟』二四八頁）という提案
を認め、ここに旧搜索隊は、萩藩の奇兵隊にならつて、そ
のまま正規の軍事力として再編組織されたのである。大村
藩一三隊がこれであり、各隊に隊長・協賛・副賛、十一月
に至つて、一三隊のうゑに督議がおかれた。

こうして、改革派同盟の主導のもとに、村大給・小給・
足輕等の在地家臣団をも包括する広い層の討幕派軍隊が成
立し、鹿兒島・萩両藩と行動をともにして、圍藩倒幕へと
突入していったのである。

おわりに

明治維新における大村藩の立場は、尊攘派である改革派
同盟の藩権力掌握のもとで決定された元治元年十月の藩論
が、これを具体的に示している。そこに示された「尊王」
の二字、天皇の絶対優位性の確認、天皇への大義、それを
実現するための活発な藩外実践行動、藩同盟の結成、他藩
党争の調停、さらに「討幕派第一グループ」連合への画策、
それを通じて藩論を実現せんとした小藩「討幕派第二グル
ープ」の限界、これが本稿の課題であり、また結論でもあ

る。

幕末・維新期における各藩の政治主体の形成過程は、それぞれの条件に応じて異なったコースを辿っている。「討幕派第一グループ」に属し、一つの典型を示す萩藩においては、改革派（藩政改革派、以下同じ）のなかから尊攘派が生れ、さらに討幕派に成長していくコースを辿り、同じく鹿児島藩においては、改革派が公武合体派として活動し、それが討幕派に転化するコースを示し、また高知藩においては、反改革派として生れた尊攘派と改革派（公武合体派の否定のうゑに討幕派が成立するコースを歩んだ（田中彰・池田敬正氏の諸論稿の外、歴史学研究会編『明治維新史研究講座』二・三巻、石井孝『学説批判明治維新論』等参照）。

大村藩においては、天保改革においていわゆる「対応的な側面」を打ち出し、安政改革において大村藩なりの「絶対主義への傾斜」を示したが、何れも藩主純顕・純熙の主導による「上から」の改革であり、そこでは、「派」と称すべき一つの改革主体は成立するに至っていない。大村藩の尊攘派―それは開明的な純熙の主導によって、長崎・江戸に遊学し、京都・大阪において諸藩の尊攘派志士と交わ

り、全国的視野を身につけ、著しく政治意識を成長せしめた少壮の藩士―は、改革派のなかから生れたものではなく、またその否定のうゑに成立したものでなく、文久三年における純熙の長崎総奉行就任、それを契機とする佐幕守旧派の尊攘派抑圧という条件のなかで、逆に改革派（改革派同盟を結成）に旋回し、純熙の長崎総奉行辞任を画策する一方、佐幕守旧派に代って藩権力を掌握し、一挙に藩論の統一へともち込んだのである。それは明らかに「討幕派第一グループ」が辿ったコースと異なるコースを示している。改革派が藩政改革派である限り、そこに一定の限界を有していたことは理の当然である。大村藩においては、天保・安政の諸改革と直接の関連を有しない尊攘派が、逆に改革派に旋回し、藩権力の掌握に成功したが故にこそ、元治期という時点で、「尊王」の二字に藩論を統一することに成功したのである。ここでは、尊攘派―改革派というコースを辿っているが、同時に尊攘派―改革派なのである。

尊攘派の基盤を、革新的武士と豪農との同盟、いわゆる「改革派同盟」に求めるとすれば、またそれが萩藩・高知藩等の個別分析において立証されたとすれば、大村藩尊攘

派の基盤は極めて狹隘といわなければならない。同じく改革派同盟と称しても、それは「三十七士同盟」という言葉が示すように、馬廻・城下大給クラスの城下士を中核とするもので、それに一部の上層在地家臣団が加わっているに過ぎない。純然たる革新的武士間の同盟である。

大村藩領の農村構造を分析した限りでは、農業技術の停滞性と荊敷中心の自給肥料の段階に照応して、商業的農業は顕著な発展がみられず、農民的商品経済の発展は、小消費中心を対象とする商品化の段階であり、そこでの畠作経営は典型的な主穀農業中心の経営であった。しかし、天保改革における特権的な株商人の取潰し→連上銀賦課の免許→諸商業の自由化等の一連の政策によって、都市・農村商業は異常な発展を示し、沿岸漁村における漁業や一部農村における陶器業の発展、および長崎往還路における助郷課役→貨幣取得等と相まって、農民層の階級分化を促進し、田畠八段経営を中核として、寄生地主化した一部の商業高利貸資本と、小作日雇化した多数の百姓間人を創出したのである。こうした農村構造においては、他藩でみるような豪農は存在せず、したがってここでは、革新的武士と豪農

との同盟は成立しえない。大村藩において豪農に相当するものを求めると、それは上層の在地家臣団ということになる。この点、鹿兒島藩の「上級郷士」に通ずるものがある。しかし、かれらの一部が改革派同盟に参加したからといって、直ちに「改革派同盟」と同一視するわけにはいかない。

大村藩の尊攘派『改革派』は、主導権を確立した藩権力のもとで、藩論に示された政治目標実現のための活発な藩外実践行動を通じて討幕派に成長する。慶応二年の軍制改革、西洋銃の一斉採用と銃隊編成による軍事力の近代装備化、および先鋒隊としての新精組の創設は、藩軍事力の著しい強化を意味した。しかるに大村藩においては藩論実現のための最有効手段と考え、自らも画策を怠らなかった「薩長連合」成立後、逆に門閥「両家」を盟主とする「俗論」反対派の反撃を蒙るのである。この派も改革派同盟と同じく、馬廻・城下大給クラスの城下士を中核とするもので、両派家臣団の知行制ないし知行主としてのぞんだ農村には、何等本質的差違を有しない。政治路線をめぐる城下士相互間の権力斗争である。いうならば、大村藩幕末の党争は、討

幕派の特殊な形成過程に内在していたといえるだろう。討幕派にとっては、何よりも藩内において、より広い層を含む同盟軍をつくる必要があったのである。任意的な兇徒搜索隊、それは「同盟スル者日夜陸續、殆ト千人ニ及フ」（『実録』巻六四）といわれるが、渡辺昇らはこれを遊撃隊・一三隊として組織し、事件結着後は、そのまま正規の軍勢力として再編成したのである。「薩長連合」画策のため馬関に

において、挙兵中の高杉晋作と会った渡辺の脳裡に、萩藩諸隊が強く印象づけられていたことは当然である。

こうして、大村藩討幕派は、尊攘派のもつ狭い基盤より脱却し、村大給・小給・足軽等の在地家臣団をも包括するより広い層を同盟軍として組織することに成功し、ここに大村藩討幕派軍隊が成立する。（一九六三・三・八）

（東京教育大学講師）

Behaviour of the Small Clans and their Movement in the Late Shogunate and Early Restoration Periods

—the movement of the second group in the anti-Shogunate faction—

by

Tamotsu Fujino

One of the future problems, expected in the study of the late Shogunate and early Restoration histories is to promote the synthetic study of those histories through deepening and enlargement of our studying field of vision by each analysis in which to research the Shogunate, the pro-Shogunate clans, "the second group" clans in the anti-Shogunate faction, the opportunist clans and so on, along with succeeding and criticizing the view of the anti-Shogunate line in the southwest large clans.

This article, to approach these problems, tries to trace the *Ômura* 大村 clan which was belong to "the second group in the anti-Shogunate" as a small clan in the south-west, in which, in relation to the constitutional system of the clan, its problems of the political line in forming the anti-Shogunate, the political aim and idea, and the pragmatism movement in the real political process for overthrowing the Shogunate, in close contact with the movement of "the first group in the anti-Shogunate." The process of forming the political substance in the *Ômura* clan was different from that of "the first group." The faction, who were of reverence for the emperor and expulsion of foreigners, having any contact with the reforming faction of the clan politics, turned to the reforming faction in the first year of *Gengi* 元治, controlled the power of the clan government, and realized the unification of the clan opinion at a stroke.

The problems and conclusion of this article are as follows; Recognition of the emperor's absolute supremacy, the cause for emperor, the outside active practice for its realization, the formation of the clans' union and the arbitration of the factional struggles, the project for the union of "the first group", and the limit

of the small clans “in the second group” realizing the clan’s opinion through them and growing to the anti-Shogunate faction.

On the Reigning Period of King Dar-ma of Ancient Tibet

by

Hisashi Satō

There have been many opinions about the reigning period of king Dar-ma, such as Petech, Tucci, Aoki, Nakane, Richardson, and so on; each of which is wrong or unsatisfactory, because of many kinds of description in the Chinese and Tibetan literatures which were used for its researching. The essential reason, as the writer thinks, is as follows; the mistaken description in the *Pu-kuo-shih* 補國史 was adopted in the *Hsin-t’ang-shu* 新唐書 and *Tzu-ch’ih-t’ung-chien* 資治通鑑 and introduced into the Tibetan resource as it was. It is right to consider that the reigning period of king Dar-ma should be 841–846, and the time of that famous abolition of Buddhism should be in 843. Though the king was said to be a tyrant, as his intellect was low, he might be made use of by the anti-Buddhism faction, drawn into the struggle for power between anti- and pro-Buddhism in the court.

Men’s Head-gears in the *Han* 漢 Dynasty

by

Minao Hayashi

There are many pictorial and sculptural materials as an important researching source on the community, economics and daily life in the *Han* 漢 era. When we try to use them as a material of our historical study and consider the expressed content, it is essential for us to judge the position and occupation of the expressed persons in them; especially headgears are to be its chief standard. The writer, according to the description of “Treatise